

議案第97号

小松島市農業委員会の選挙による委員の定数条例等を廃止する条例について

小松島市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和32年小松島市条例第14号）、小松島市農業委員会の選挙区の設定及び選挙区毎の委員定数に関する条例（昭和32年小松島市条例第15号）及び小松島市農業委員会の部会の委員の定数に関する条例（昭和45年小松島市条例第21号）を、別紙のとおり廃止する。

平成28年12月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 小松島市農業委員会の選挙による委員の定数条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 小松島市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和32年小松島市条例第14号）
- (2) 小松島市農業委員会の選挙区の設定及び選挙区毎の委員定数に関する条例（昭和32年小松島市条例第15号）
- (3) 小松島市農業委員会の部会の委員の定数に関する条例（昭和45年小松島市条例第21号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。